

平成 24 年 1 月 31 日

各 位

東京都墨田区両国 1 丁目 7 番 2 号
株式会社 カーチスホールディングス
代表執行役社長 富 田 圭 潤
(コード番号 7 6 0 2 東証第 2 部)
執 行 役 高 田 知 行
電 話 番 号 : 0 3 - 5 8 2 5 - 5 0 7 5

リーマン・ブラザーズ証券株式会社に対する控訴審判決に関するお知らせ

当社が控訴人となっておりました訴訟（平成23年6月20日付「リーマン・ブラザーズ証券株式会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」及び平成23年7月6日付「訴訟の判決に対する控訴のお知らせ」にてプレスリリース）に関して、本日、東京高等裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 判決があった裁判所及び年月日

東京高等裁判所

平成 24 年 1 月 31 日

2. 訴訟の原因及び判決に至った経緯

当社は、平成 19 年 3 月 20 日に当社の資金約 120 億円を当社の元親会社である株式会社ソリッド・アコースティックス（以下、「S A 社」という。）が管理するキャッシュ・マネージメント・システム口座に寄託いたしました。

しかしながら、当該寄託金 120 億円は、S A 社とリーマン・ブラザーズ証券株式会社（以下、「L B 社」という。）との間で平成 19 年 3 月 20 日に成立した金銭預託契約（以下、「本預託契約」という。）によって L B 社に預託され、その後、別途 S A 社と L B 社との間で締結していた金銭消費貸借契約により質権設定されたのち、当該債務が期限の利益を喪失したため、弁済の一部として充当される結果となりました。

当社は、S A 社から L B 社への 120 億円の預託行為を基礎づける本預託契約の取り消しを求め、かつ L B 社が S A 社らと共謀のうえ 120 億円の損害を生じさせた行為について共同不法行為が介在したことに對して、返還請求権ないし損害賠償請求権を当社が有するとして、120 億円及び遅延損害金の支払いを求めて、東京地方裁判所において係争しておりましたが、平成 23 年 6 月 16 日に判決の言い渡しがあり、当社の請求が棄却されました。

当社としては、上記第一審判決は承服できないものであるため、控訴を提起しておりました。

3. 被控訴人

名 称 リーマン・ブラザーズ証券株式会社
代 表 者 代表清算人 金兵 正樹
住 所 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号

4. 判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は、控訴人の負担とする。

5. 今後の見通し

本件における当社の対応につきましては、上告期間中に判決の内容を慎重に検討のうえ、適切に対処する方針であり、今後公表すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせ致します。

なお、本訴訟は、当社が原告として損害賠償を求めているものであり、当該判決によって当社に新たな損失の発生はないことから、業績への影響はございません。

以 上